

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 遺言がないときの遺産分割

Q：遺言がない場合、被相続人の遺産は、法定相続分に従って分割しなければならないのでしょうか。

A：民法には法定相続分の規定があり、子供が数人いるときは、均等に相続するものとされています。

しかし、この法定相続分は、「決まり」ではなく「基準」ですから、尊重することであっても、拘束されることはありません。

遺産の分割は、次のように原則的には自由にできるものです。

- (1)被相続人が、自分で築いてきた財産の処分は、遺言で自由にできます。
- (2)相続人間の協議で、相続人各人にとってもっともふさわしい遺産の分割を自由に行うことができます。

仮に遺言書があったとしても、相続人間及び受遺者で話がまとまれば、あえて遺言と異なる分割も可能です。

したがって、遺言書がない場合や、遺言書があっても遺言書に従わない場合には、相続人間の協議が成立すれば「協議分割」、不幸にも協議が調わないときは、他人の力を借りざるを得ませんので、この場合は、家庭裁判所の調停で行う「調停分割」、もしくは審判で行う「審判分割」ということになります。

いずれにしても、相続人間の協議はかなり重要になります。

